

パリ講和会議における日本の立場：人種差別撤廃問題を中心に

鳥海, 靖 / TORIUMI, Yasushi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

46

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1994-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011188>

パリ講和会議における日本の立場

——人種差別撤廃問題を中心に——

鳥海 靖

はじめに——歴史的背景

周知のように、日本は明治維新以来、「西力東漸」の国際情勢に強い対外危機意識を抱きつつ、朝野をあげて、国家的独立を維持・強化し、国際社会において欧米列強と肩を並べる富強な国を建設することを最大の国家目標として、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野で急速な近代化を進めてきた。対外政策の面では、条約改正によって欧米列強と対等な立場を確立すると同時に、東アジア、とりわけ朝鮮半島における「利益線」を確保する政策を展開した。それは、欧米協調、とくに英米協調政策を基本とする現実主義的な外交のあらわれであり、陸奥宗光が日清戦争を「西欧的新文明と東洋的旧文明の衝突」と意義づけたように⁽¹⁾、外交推進者たちは「脱亜」の立場を強調するのが常であった。

しかし同時に、日本人の多くがアジアへの心情的な帰属意識を持ち続け、「欧米に蚕食されるアジア」への同情と共感を抱いていたことも否定できない。この「脱亜」の外交政策と「興亜」の心情（アジア主義）とは微妙にからみ合い、状況に応じて、近代日本における外交思想・外交論議に複雑な影響を及ぼした。そして、「興亜」の心情にもとづく「アジアの盟主意識」が、しばしば日本の対外膨張を支える国民感情としての役割を果たしたこともよく知られている。

日本の急速な強国化、とりわけ東アジアでの勢力拡張は、当然のことながら、東アジアに利害関係を持つ欧米列強か

ら、危険な競争相手の出現として強い警戒心をもって迎えられた。なかでも、日露戦争における「白人大国ロシア」に対する日本の勝利は、大きな衝撃を国際社会に及ぼし、そのリアクションもまた大きかった。日本がそれまで協調関係を深めてきたアメリカ合衆国とは、満州の鉄道問題をめぐって利害の対立を生じたばかりではなかった。カリフォルニアを中心に、黄禍論意識にも支えられた日本人移民排斥運動が高まり、学童隔離問題や外国人土地法（いわゆる排日土地法）の成立など、日米両国間に国民感情レベルでの不協和音が高まるようになるのは、日露戦争後のことであった。

一方、日露戦争における日本の勝利は、孫文の中国同盟会が、日露講和会議の開かれていた時期に東京で結成されたことに現われているように、アジアの民族運動の高揚に少なからぬ影響を及ぼした。しかし、韓国・中国など、日本の勢力拡張の対象となった東アジアにおいては、日本は欧米列強と同様な、あるいはいっそう侵略的な新興帝国主義国家の登場として、まもなくその民族運動の矢面に立たされることとなった。

第一次世界大戦に連合国側に加わってドイツに対し参戦した日本は、戦後の一九一九（大正八）年、パリで開かれた対独講和会議に、アメリカ・イギリス・フランス・イタリアとともに五大国（Big Five）の一員として参加した。日本は「完全に世界の一国となった」のである。⁽²⁾それは、明治維新以来ほぼ半世紀にして、日本が念願の国家目標をひとまず達成したことを意味していた。

しかし、現実はどうであったか。後述するように、欧米列強にとって、日本はいまだ必ずしも対等で信頼できるパートナーとはみなされなかったし、講和会議における日本の発言力も十分とはいえなかった。山東半島の旧ドイツ権益の継承（山東問題）、赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島の領有（南洋諸島問題）と並ぶ三大要求の一つとして日本が提出した人種差別撤廃案は、結局、アメリカ・イギリスなど大国の反対によって不採択に終わったのである。この事実は、パリ講和会議における日本の立場、ひいては国際社会における日本の立場をよく物語っている。

人種差別撤廃案の提出から否決に至る過程を分析した業績としては、池井優氏のすぐれた論文がある。⁽³⁾また、パリにおける日本全権と列国代表との交渉の具体的経緯は、外務省編「人種差別交渉経過概要」などに詳しく述べられている。⁽⁴⁾

本稿においては、このような業績をふまえながら、前述のごとき歴史的背景を念頭におき、人種差別撤廃提案がいかな

る国民感情に支えられ、その否決が日本国内でどのように受けとめられたか、またそれが、その後の対外政策や対外認識・対外思想にどのような影響を及ぼしたか、などについて明らかにしたい。そして、それを通じて、より長期的視野に立ちつつ、国際社会における日本にとっての人種差別撤廃提案と、その否決の意味を探っていききたい。

一 国際連盟の設立への二つの対応

一九一八年一月、ドイツの敗北によって第一次世界大戦が終りを告げ、アメリカ大統領ウィルソンの十四カ条の提案（一九一八年一月）にもとづく講和問題が具体化し、国際平和協力機構としての国際連盟設立の構想が欧米諸国で取りあげられるようになると、これにどう対応するかが、日本にとって重要な問題となった。当初、日本政府は国際連盟の設立にかなり疑心暗鬼であり、警戒的であった。一九一八（大正七）年一月一日、原内閣の内田康哉外相が臨時外交調査委員会（以下、外交調査会と略称）に提出した「ウィルソン十四ヶ条に対する意見案」では、国際連盟への加盟問題について次のように述べられている。

「国際聯盟問題ハ最も重要ナル問題ノ一ニシテ、其ノ終局ノ目的ハ帝國政府ノ賛成スル所ナリト雖モ、國際間ニ於ケル人種の偏見ノ猶未タ全然除却セラレサル現状ニ顧ミ、右聯盟ノ目的ヲ達セムトスル方法ノ如何ニ依リテハ事實上帝國ノ為メ重大ナル不利ヲ醸スノ虞ナキ能ハス。又聯盟加入国ト未加入国トノ間ノ關係ニ付テハ果シテ如何ナル待遇ヲ為スヘキカ、頗ル難問タラサルヲ得ス。故ニ本件具体的成案ノ議定ハ成ルヘク之ヲ延期セシムルニ努メ、単ニ希望案ノ如キモノニ取纏メ、制度ノ実行方法ハ各国ノ宿題トシ、更ニ実行シ得ヘキ成案ノ討議ヲ将来ノ相当ノ時期マテ各国ノ熟考ニ附スルヲ可トス。尤モ國際聯盟ノ組織セラルル場合ニ於テハ、帝國ハ結局聯盟外ニ孤立スルコトヲ得サルヘキヲ以テ、本問題ニ関シ何等具体的提案ノ成立スヘキ形勢ヲ見ルニ至ラハ、前頭人種の偏見ヨリ生スルコトアルヘキ帝國ノ不利ヲ除去センカ為メ、事情ノ許ス限り適當ナル保障ノ方法ヲ講スルニ努ムヘシ。」

ここでは、「人種の偏見ヨリ生スルコトアルヘキ帝國ノ不利」を懸念して、日本政府が国際連盟設立にかなり及び腰だった様子がうかがわれるが、反面、その消極的対応により日本が欧米中心の国際社会から孤立化することを強く警戒し

ていたことも知られる。人種差別撤廃案は、そうした不利を除去する保障の方法として提案されたのである。

むろん、人種差別撤廃案は、日本にとって実利問題としては、日露戦争後高まりつつあったアメリカやカナダにおける日本人移民排斥問題を解決するための対策でもあったが、実利問題というよりは、国の体面としての意味がより大きかったと思われる。それはいわば、アジアの有色人種の国でありながら、白人大国を中心とする国際機構に名をつらねることに對する日本のディレンマを表明したもの、といつてよいであらう。

前述の外相提出の意見案をめぐる外交調査会での討議について注目すべきことは、国際連盟設立に對して明らかに二つの異なった対応が見られることである。

第一は、国際（欧米）協調主義的な対応であり、その代表的なものは、講和會議の全權に選ばれた牧野伸顯元外相⁽⁶⁾の意見である。

彼は講和會議への出発を二日後に控えた一九一八（大正七）年二月八日の外交調査会に提出した意見書において、大戦中の日本の對中国外交が列国の不信を招いた点を厳しく指摘し、「帝國ノ國際的信義ノ恢復増進ヲ期スルコト絶対ニ必要ナリ」と説き、中国に對する「強圧的利己的又ハ陰謀的政策乃至手段ノ類ハ細心ノ用意ヲ以テ嚴ニ之ヲ慎ミ、中国からの日本軍の撤退も率先して実現することを提唱する。さらに、国際連盟問題については、欧米諸国における人道思想の發達と反戦論の高まりを説いて、国際連盟設立の努力が欧米国民の世論に支えられていることを強調し、日本が形勢を傍觀逡巡し連盟成立の情勢になつてあつてこれに順応する様では大きな不利を招くとして、「寧ろ此際大勢ヲ予見シテ、少クトモ主義上ハ進テ國際聯盟ノ成立ニ賛同スルコトニ政府ノ議ヲ決スルコト」を主張する。そして、国際連盟問題に對して日本がこのように積極的賛同の姿勢を示すことにより、「人種宗教国力等ノ別ニヨラサル完全平等ノ待遇ヲ要求スル問題ノ如キモ、自ラ其ノ前途ヲ平坦ナラシムルニ与テ力アルヘキコト」を力説するのである。⁽⁷⁾

牧野の意見書で注目すべきことは、人種差別撤廃を国際連盟加盟の前提条件とはせず、むしろ逆に、国際連盟問題を含めて、国際協調・国際平和に積極的協力の姿勢を示すことが人種問題解決のための先決条件だとしている点である。

この意見書の基礎となつていたのは、外務省政務局一課長（アジア課長）小村欣一（小村壽太郎の長男）が、同年一一

月三〇日に作成し、牧野に提出した「講和会議ノ大勢力日本ノ将来ニ及ホス影響及之ニ処スル方策」であつたといふ⁽⁸⁾。外務省の中堅官僚の間でこのような主張が唱えられていたことは特筆に値する。牧野に代表されるようなこうした国際協調主義的外交方針は、後に一九二〇年代における対米協調・対中国内政干渉・経済外交を基本とした幣原外交（パリ講和会議当時、幣原は外務次官であつた）につながつて行くものとして興味深い。

当時、民間にあつて、いっそう理想主義的立場から、協調主義的外交論を展開していた論客として吉野作造をあげるこゝとができよう。吉野によれば、内にあつては民本主義、外にあつて国際平等主義が「世界の大勢をなすところの大主潮」であり、日本にとって何より重要なことは、こうした世界の大勢に積極的に順応することだといふ⁽⁹⁾。

吉野は日本人種差別撤廃の提案とその促進をはかる民間の運動を支持しているが、同時にそれが利己的動機に流れがちな点を戒め、日本国内における朝鮮人・中国人に対する差別的待遇について国民に反省を促すことも忘れなかつた。アメリカにおける日本人移民排斥問題については、彼は、これを人種的偏見にもとづく差別とする見解を批判し、生活・習慣の違いから日本人がアメリカ社会になかなか同化できない点に主たる原因があるとする。そして、白人による人種的圧迫に対抗して黄色人種に団結を呼びかける「大亜細亜主義」は、一種の排外思想であると批判するのである⁽¹⁰⁾。

第二の対応は、以上のように国際協調を優先して国際連盟に積極的賛同の姿勢を取るべしとする主張とは対照的に、国際連盟が既成の欧米大国の国際的優位維持の機関になり兼ねないとする疑念から、連盟への参加にも強い警戒的姿勢を示すという対応である。たとえば、枢密顧問官伊東巳代治は、外交調査会における政府案の審議に際して、国際連盟は机上の理想論に過ぎず、道義観念としては理解できるが、現実には「現在ノ欧米ノ第一等国力其ノ現状維持ヲ目的トシテ、二等国以下ノ将来ノ台頭発展ヲ抑制スルノ政略ナルニ外ナラス」と警戒心をあらわにした⁽¹¹⁾。また牧野の意見書に対しても、「アングロサクソン人種ノ現状維持ヲ目的トスル一種ノ政治的同盟ノ成立シテ、其ノ以外ノ列国ハ将来ノ発展ヲ掣肘セララルノ結果ヲ見ルニ至ルヤモ亦知ルヘカラス」とする観点から、日本が進んで国際連盟に賛成することに強い疑念を呈している⁽¹²⁾。

伊東は青年時代、伊藤博文一行に加わつてヨーロッパで憲法調査に当たつた体験がある。彼は後に大正年間に入つて、

有色人種には立憲政治の運営はできないとするヨーロッパの学者たちの憲法調査当時の人種差別的反応について回想している。¹³ また彼は日露戦争開戦を前にして、日本が有色人種の国なるが故に国際社会でいっそう慎重に行動する必要がある事をベルツに語ったという。¹⁴ 伊東の外交調査会での前述の発言は、彼が自からのこうした歴史的経験をふまえて、国際政治における欧米諸国の日本に対する黄禍論的¹⁵ 反応に極めて警戒的であったことをうかがわせる。そして、国際連盟が反黄色人種的政治同盟になることに大きな懸念を表明した伊東は、国際連盟発足に当って、人種平等（差別禁止）規定を連盟規約に盛り込ませることに強く固執するのである。

ところで、右のような伊東の主張は、近衛文麿の「英米本位の平和主義を排す」にも共通するものであった。近衛は首席全権西園寺公望の私的随員としてパリ講和会議に出席したが、日本出発に先立って右の評論を雑誌に寄稿した。その中で近衛は、英米の唱える平和は、自己に都合のよい現状維持に正義・人道の名を冠したもので、本来、現状打破に立つべき日本が英米本位の平和主義にかぶれ、国際連盟を天来の福音と見るのは卑屈千萬であって、日本は講和会議において連盟加入に当り、「経済的帝国主義の排斥」と「黄白人の無差別的待遇」こそを主張すべきであると唱えている。¹⁶

この評論は上海の英字紙に紹介され、国際的にも反響を呼んだといわれるが、上海滞在中の孫文がこれと呼んで深い印象を受け、パリへの途次、船が上海に寄港した折、近衛を招いて大いに歓談したというエピソードが伝えられている。¹⁷ しかし、欧米協調の姿勢を重視した西園寺公望は、近衛が講和会議出席を前に、わざわざ英米両国を刺激するような評論を發表したことを厳しく叱責したという。¹⁸

いずれにせよ、このような国内の二つの対応の姿勢の中で、日本は国際連盟規約の中に、人種差別禁止の趣旨を盛り込むことを提案することになったのである。

二 人種差別撤廃の提案と日本国内の反応

パリ講和会議で日本が人種差別撤廃を提案することが報ぜられると、日本国内では、広くこれを支援する動きが高まった。すでに、全権団の日本出発を前にしてさまざまな民間諸団体有志が講和条件への希望を開陳し、全権団を鞭撻・激励

していた。これらはいずれも、人種差別撤廃案の実現を強く要求するものであった。たとえば、大正七（一九一八）年二月七日付の民間諸団体有志延べ九五名の連名による伊東巳代治宛の講和意見書は、その冒頭に、「総テノ人種ハ平等タルヘシ、人種的差別ノ法律及取扱ハ総テ廃棄ス」とうたっていた¹⁸。

この意見書には老壮会有志として大川周明・大井憲太郎・満川龜太郎ら二八名、新政会（衆議院中間派の院内団体）有志として阪本金弥・松永安左衛門ら八名、国防義会（在郷人グループ）有志として佐藤綱次郎ら五名、大日本興国青年会有志として上泉徳弥・五百木良三ら一〇名、丙辰会有志として頭山満・川島浪速ら一五名、ほかに日本移民協会などが名を連ねていた。ここで中心となっているのは、民間国家主義団体、とくに大陸浪人グループで、彼等がとりわけ人種差別撤廃の貫徹に熱心だった様子がうかがわれる。それが彼等のアジアの盟主意識と結びついたアジア主義的心情を反映したものであることは、この意見書にドイツに対する青島の租借権・山東鉄道の権利譲渡の要求、ロシアに対する北滿の權益・東清鉄道の中国への還付・譲渡やシベリアの領土保全・門戸開放などの要求が、講和条件として盛り込まれている点を考えれば、容易に推察できるであろう。

民間有志の中で、人種差別撤廃運動の推進的役割を演じた予備役陸軍中将佐藤綱次郎は、「此度の講和問題の席上にても、日本は須く亜細亜の盟主たる責任を忘れず、侃々諤々、正義を持して敢て他に下らず、人種的差別の不条理に関しては、飽くまでその撤廃を主張すべきである」と力説し、もしそれが実現されないのなら、「國際聯盟の如き一嘆に付するの外ない」として、「亜細亜も亦た亜細亜人の亜細亜たらしむる可く、依って亜細亜モンロー主義の樹立を翹望して止まぬのである」と、日本がアジアモンロー主義の立場に立つべきことを強調する。そしてさらに、大戦後の経済戦争の激化による「武装的平和の時代」が継続することを予測して、國際連盟による永久平和の甘い夢にひたっているのは、日本の使命は達成できないと、激しい調子で訴えるのである¹⁹。

むろん、人種差別撤廃要求は、単にそうしたアジアの盟主的立場からばかり唱えられたわけではない。それは何よりも、日本が欧米列強と國際社会で肩を並べる強国になったことの証を求め、より広い国民感情・国民的期待感に支えられていた。

一九一九（大正八）年一月一八日パリ講和会議がはじまると、日本国内におけるその支援の活動は、いっそう幅広い超党派的なものとなった。同年二月五日、東京で開かれた人種差別撤廃期成同盟会第一回大会には、国家主義団体や大陸浪人グループにとどまらず、与野党（立憲政友会と憲政会・立憲国民党）の衆議院議員、貴族院議員有志、新聞記者有志など約三〇〇人が超党派的に出席した。²⁰この大会では次のような宣言・決議がなされ、その趣旨はパリ講和会議の議長役のフランス首相クレマンソー宛に打電された。

「宣言」

今や聯合列国が講和会議に於て国際聯盟を設け世界永久の平和を図らんとするは、日本国民満腔の賛意を表し、其成立を切望して己まざる所なり。然るに従来国際間に行はれたる人種的差別待遇は単に自由平等の大義に悖るのみならず、将来国際紛糾の禍根を貽すものにして、之をして依然存在せしめん乎、仮令百千の盟約を重ぬと雖も要するに砂上の楼閣と一般、世界の平和は到底得て望むべきにあらず。依つて吾人は此機会に於て正義人道の本義を徹底し世界の平和を確立するが為め、世界の公義に慙へ其目的を達成せんことを期し、茲に左の決議を為す。

決議

日本国民は講和會議に於て従来国際間に行はれたる人種差別待遇を撤廃せしむることを期す。²¹
多くの有力新聞も人種差別撤廃案の実現を期するため、活発な論陣を張った。

たとえば、『東京朝日新聞』（以下、『東京朝日』と略す）は、全権団出発の日の社説に、人種平等を国際連盟加入の前提とするためには、日本もまた世界の大勢に積極的に順応して、徹底した平和主義の姿勢を取るべきことを唱えている。²²これはいわば前節で述べた欧米協調主義的立場からの主張といえよう。『東京朝日』の編輯局長安藤正純は、二月五日の人種差別撤廃期成同盟会で演説しているが、それは、ドイツの敗北を軍国主義の敗北・民本主義の勝利とみなし、人種差別を正義・人道にもとづく民本主義の根本精神に背くものとして、その撤廃を説くものであった。その主張は吉野作造のそれと相通ずるものがあるが、人種差別撤廃を連盟成立の先決条件としている点は吉野の考えと異なっていた。

『東京朝日』の論調は、パリ講和會議における人種差別撤廃案の採択にかなり楽天的見通しを示していたが、それだけ

に、後述するようにその否決には強い失望感をあらわし、反発の度合もかなり激しかった。

一方、『東京日日新聞』（以下、『東京日日』と略す）は、『東京朝日』に較べて、最初から強硬な論調を展開した。全權団出発の日の社説では、人種問題は一片の利権の問題ではなく、他の講和条件が受け容れられたとしても、人種差別撤廃がもし容れられなければ、日本は永久に白人の下風に立つこととなり、一等国の実力を有する日本にとっての一大恥辱であると、激語している⁽²³⁾。また、講和会議がはじまると、二月五日の社説では、オーストラリア・カナダが大戦中の日本の援助を忘れ、日本人を排斥して人種差別撤廃に反対していると非難し、彼等が自覚するまで自重して待つことを説く日本国内一部の声に強く反発する⁽²⁴⁾。そして、日本の最初の提案が否決（一九一九年二月一日）された後も、人種差別禁止の規定のないままに国際連盟が発足することには反対の態度を取るのである⁽²⁵⁾。

三 人種差別撤廃案の否決

このような日本国内における国民的な期待を背景に、パリ講和会議においては、一九一九（大正八）年二月一日午後、国際連盟委員会の席上、牧野伸顕が、国際連盟規約案第二一条の宗教の自由に関する規定の後に、次のような人種差別禁止の規定を盛り込むことを提案した。

「各国民均等ノ主義ハ国際聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約国ハ成ルヘク速ニ聯盟員タル国家ニ於ケル一切ノ外国人ニ対シ如何ナル点ニ付テモ均等公正ノ待遇ヲ与ヘ人種或ハ国籍如何ニ依リ法律上或ハ事実上何等差別ヲ設ケサルコトヲ約ス」

牧野は席上、「従来人種上並ニ宗教上ノ怨恨力屢々各国民間ノ紛糾並戦争ノ原因トナリテ、往々痛嘆スヘキ極端ナル結果ヲモタラシタルコト」を説き、デモクラシーの風潮が世界の隅々まで広がる中で、国際連盟加盟国が平和維持のため共同の責任と義務を負う以上、「此際少クとも国民間ニ均等ノ主義ヲ認め、之レヲ以テ将来国際交通ノ基礎トナスコト」を強く訴えた⁽²⁷⁾。

しかし、この提案はブラジル・ルーマニア・チェコスロヴァキア・中国の各委員の賛成を得ただけで、イギリス・フラ

ンスはじめ多くの列国委員から反対されて不採択となり（アメリカ委員ウィルソンは欠席）、宗教の自由の規定とあわせて、第二一条は削除されてしまった。

そこで牧野らは日本政府の訓令を仰ぐとともに、なお、列国委員の説得に奔走し、同年四月十一日、最終の国際連盟委員会で、国際連盟規約の前文中に、「各国民ノ平等及其ノ所属各人ニ対スル公正待遇ノ主義ヲ是認シ」という一節を入れることを提議した。これは出席していた一六名の委員のうち、フランス・イタリアの委員を含む二一名の賛成を得たが、いぜん、アメリカ・イギリスの委員は反対にまわり、重要事項の決定は全会一致、少なくとも反対者がいないことを必要とするという原則により、結局、日本の提案は不採択に終わったのである。そこで牧野は、やむなく、四月二十八日の全体会議における国際連盟規約の決定に際して、日本の提案が不採択に終わったことを遺憾とし、将来とも努力を継続することを表明するとともに、日本の提案と牧野の陳述の内容を議事録にとどめるよう求めることで、矛をおさめざるを得なかった。

このような人種差別撤廃案の提出から否決に至る具体的な外交交渉の経緯や各国の反応については、前述の池井氏の論文などに譲って、ここでは要点のみ述べる。

これまでの記述から明らかなように、日本にとって人種差別撤廃問題の最大の壁は、アメリカ・イギリスという日本が対外協調を進める上でもっとも重視していた両大国であった。国内に複雑な人種問題をほらみ、日本とも移民問題で係争点をかかえていたアメリカが、日本の提案に容易に同調できないであろうことは早くから予測されていたので、牧野らは連盟委員会への提案に先立ち、一九一九（大正八）年二月四日、ウィルソンの側近であるハウス大佐を訪問し、日本案を示して、その意向を打診した。その時の牧野らの感触ではアメリカ側の反応はかなり好意的に思われた。⁽³⁰⁾

しかし、アメリカの国内世論は日本の提案に拒絶反応を示し、本来人種問題は国内問題であって、外からの内政干渉は認めることができないとする機運が強く、もし日本の提案が採択されれば、アメリカは国際連盟に協力できないという意見もあったという。⁽³¹⁾ ウィルソンは同年二月から三月にかけて、一時、帰国し、人種問題に対する国内の激しい反発を直接に看取していた。そのような状況である以上、ウィルソンが個人的にどれほど「人道的」思想の持ち主だったにせよ、

「デモクラシーの国」アメリカ合衆国の大統領として、日本の提案した人種差別撤廃案に賛成することは、とうてい困難だったに違いない。

イギリスの場合は、自治領、とりわけオーストラリアの強硬な反対が、日本案に賛成できない主たる理由となった。第一次世界大戦において、連合国側に加わったオーストラリアは三万九〇〇〇名の兵士をヨーロッパに送り、五万九三四二名の戦死者を出した。動員兵士の一八%強の戦死者は、敗戦国ドイツの一六%を上廻る高い比率だったという。⁽³²⁾そうした国際貢献の実績の上に、ヒューズ豪首相は、オーストラリアの講和会議参加を強く要請した。その結果、ウィルソン米大統領やクレマンソー仏首相の難色にも拘らず、ロイドジョージ英首相のあっせんを得て、オーストラリアはパリ講和会議に代表を送ることを認められ、ヒューズは全権として会議に臨んだのである。

ヒューズは、列国の委員のなかで、終始もっとも強硬に人種差別撤廃案に反対したが、その事情を知るために、大戦中の彼の国内における政治的立場に簡単につれておきたい。彼は、一九一五年オーストラリア労働党を基礎に内閣を組織したが、海外派兵のため徴兵制を適用しようとして与党の労働党の反対にあい、ヒューズ支持派を率いて脱党し、国民労働党を結成して野党自由党の支持を得て政権を維持した。ついで国民労働党と自由党を合同させて国民党を創立し、パリ講和会議の当時は、国民党のリーダーとして政権を担当していた。⁽³³⁾外交儀礼を無視した数々の個性的行動は、パリ講和会議でもしばしば話題となったが、同年暮に国内で総選挙を控えていたことと相まって、国際舞台で簡単に引き下があれば、ヒューズにとって自からの政治生命が致命的打撃を受けることは明白だった。オーストラリアが白豪主義 (White Australia Policy) を国是とする以上、むろん日本の提案には賛成できなかったのである。

ヒューズの強い反対に直面した牧野と珍田捨巳全権 (駐英大使) は、再度にわたってヒューズと面談し説得に努めたが、合意を得るには至らなかった。とりわけ、二度目の会談 (一九一九年三月二五日) に際しては、カナダ首相ボーデンのあっせんもあり、イギリス全権委員セシルはじめ、英自治領の委員らも同席し、ボーデンから「各国家間ノ平等及其国民に對スル公平待遇ノ主義ヲ是認シ」という妥協案 (のちに四月二一日に日本が提出した案と趣旨のもの) が提議され、他の自治領の委員が同意したにもかかわらず、ヒューズは独り絶対反対の姿勢を崩さなかった。

結局ヒューズは、「日本ノ代表者ノ主張ニ対シテハ同情ナキニ非ザルモ、濠洲輿論ノ代表者タル余ノ立場トシテハ徹頭徹尾反対ノ態度ニ出ツルノ外ナシ。要スルニ本提案ハ措辞行文ノ問題ニ非ス、其背後ニ潜伏スル思想自体ハ濠洲人百中九十五人ノ挙ケテ排斥スル所ナリ」と強調し、「諸君ノ行動ハ自由也、余ハ余ノ本領ヲ守ルノミ」と言い放って途中で退席したため、会談はお流れに終わったという。⁽³⁴⁾

講和会議で、国際連盟加盟権の獲得、人種差別撤廃案の拒絶など数々の成果を獲ち取ったヒューズは、帰国して国民の熱狂的歓迎を受けた。そして、メルボルンにおける議会上院の演説(当時、国会議事堂はメルボルンにあった)の中で、「我々が達成した最大のもの」として白濠主義に言及し、「オーストラリアは安全だ(Australia is safe)」とその成果を高らかにうたいあげたのである。⁽³⁵⁾

四 欧米協調主義とアジア・モンロー主義

前節で述べたように、国民的期待も空しく、日本の提案した人種差別撤廃案はバリ講和会議において採択されるところとはならなかったが、日本国内での反応はどのようなものであったか、簡単に見ておきたい。

民間には、アメリカ・イギリスへの激しい非難がおこり、人種差別禁止が認められない以上、日本は講和会議から代表を引きあげ、国際連盟への加盟も見合せるべきだという強硬論がかなり強かった。『東京日日新聞』は日本の最初の提案が否決された直後、国際連盟が英米二大国の意のままになって小国が圧迫される危険性を指摘して、「平和攪乱の大基礎たる人種差別撤廃に応ぜず、東洋其他有色人種排斥の主義を固執せるは、以て其非違(小国に対する圧迫)を遂げずといふの信すべからざるを證するにあらずや」と、英米両国に非難を浴びせかけている。⁽³⁶⁾

また、差別撤廃の貫徹が困難だという見通しが深まりつつあった一九一九(大正八)年三月三日、立憲政友会の長老政治家杉田定一を座長として東京で開かれた人種差別撤廃期成同盟会第二回大会では、「日本国民は人種的差別撤廃を基礎とせざる国際聯盟に反対す」という決議がなされている。⁽³⁷⁾

しかし、日本政府はこのような強硬論に同調せず、あくまで欧米協調主義的対応の姿勢を崩さなかった。外交調査会に

において、伊東巳代治、犬養毅らが、軍縮問題などをめぐる国際連盟規約の討議に当って、牧野が最初からこれに同調的姿勢を示したことを批判する発言を繰りかえしたのに対して、原敬首相は職責上当然とはいえ、「同男（牧野）ノ行動ニ付多少不満ノ点アルベキモ、今更之ヲ窮迫スルモ事ニ益ナシ。牧野男ノ発言ガ当初ヨリ聯盟案ニ反対ノ意ヲ表シタランニハ、我ハ帝国ハ聯盟以外ニ超脱スルコトナリ、国際間ノ班列ニ除外セラルルノ虞ナキニ非ズ」と、国際協調のためには牧野の言動を当然のこととして、終始これを支援する姿勢を取り続けた。

一九一九（大正八）年三月三〇日、外交調査会では人種差別撤廃案否決の場合の善後措置を討議したが、原はこの日の日記に、「此案は到底我提案通り可決を見るの見込なきも、之がために聯盟を脱退する程の問題にも非ず、結果行はざるも、現状より不良となるにもあらざるに付、体面を保つこと事を得ば可なりと云ふ事は、伊東を始め皆な同感なり」と冷静に記している。⁽³⁹⁾最初に述べたように、この問題は国の実利の問題というよりも体面の問題であり、政府としては、世界の大国との関係を損ねてまで、無理押しをする積りはなかった。外交調査会でしばしば強硬論を唱えた伊東らも、その点は理解していたのである。

また、最終的に日本の提案の不採択が決まり、国内に不満と反発の声が高まりつつある中で、「人種差別問題に関し、有志会合にて先頃決定せしと云ふ決議文を持って委員ら来訪に付、内田外相と共に面会、其意見を聞き、尚ほ彼等は伊国の會議を去りたる事に付、日本が国際聯盟脱退を主張せば各国は非常に困却する様に單純の考にて、単に強硬のみを主張するに⁽⁴⁰⁾困り、余は左様に單純なるものに非らざる事を大体告げたり」と、原は、強硬論を唱える民間有志代表を軽くいなし

もとより原の立場として、講和會議脱退・連盟不参加というような強硬論に与するわけにはいかないのは当然であった。もしそうした行動に出るならば、それはアメリカとの関係を悪化させ、英米協調という明治初年以来的伝統的な外交路線の全面的方向転換をもたらし、日本が国際的に孤立化する危険性を十分にはらんでいたからである。日本の国力や国際的立場について冷静に判断するならば、アジア・モンロー主義的な対英米対決の路線が現実的でないことは明白であった。

パリの日本全権団の判断もまた同じであった。日本の再度の提案が否決された直後、全権団は、英米委員の日本案への反対について、次のような同情的な報告を日本政府宛に送っている。

「英米側ニアリテハ内心我立場ヲ諒トシナカラ、各自其ノ国情ヲ顧慮シ、表面上反対ヲ表セサルヲ得サル極メテ困難ノ地位ニアリタルコトハ、会ノ席上ニ於ケル大統領「ウィルソン」、「ハウス」大佐及ヒ「セシル」卿ノ態度ニ徴シテモ之ヲ看取スルヲ得タル処ニシテ、此辺ノ事情ハ本件全体ノ成行ヲ判断スルニ当リ、留意スヘキ事情ト思考ス」⁽¹⁾

日本は国際連盟の成立とともに常任理事国の地位が認められたが、その後、第一回・第二回の国際連盟総会において、原内閣は、人種差別撤廃案の再提出を検討した。しかし、連盟各国の態度に大きな変化はなく、日英同盟改訂問題を控え、対英関係への配慮もあって、結局、日本はその提出を断念した。⁽¹²⁾

一九二一（大正一〇）年、アメリカからワシントン会議への招請がもたらされた時、原内閣は、日本の中国政策への列国の介入に警戒心を抱きながらも、「米國トノ円満親善ナル關係ヲ保持スルコトハ帝國ノ特ニ重キヲ置ク所」とする立場から、列国の日本に対する「誤解謬想」を解いて「國際間ノ信望ヲ増進スル好機」とみて、これに積極的に参加する姿勢を示している。⁽¹³⁾

このように、原内閣が推進した欧米協調主義の外交路線、とりわけ対米協調政策は、ワシントン会議後の「国際協力の時代の到来」という「世界の大勢」イメージに裏打ちされて、幣原外交へ受け継がれ、一九二〇年代の外交路線の主流を形成していくことになる。

しかし、一方では、パリ講和会議における人種差別撤廃案の否決が日本国内に大きな失望感・挫折感を生み出し、その心理的衝撃がその後の国民感情にさまざまな影響を及ぼした点も無視できないものがあつた。期待感が大きかつただけに、失望感・挫折感もまた小さくはなかつたのである。パリ講和会議の期間中には、有力新聞の中では比較的穩健な欧米協調主義的論調を展開していた『東京朝日新聞』も、全権団の帰国に際しては、全権たちの欧米大国への妥協的外交姿勢を厳しく批判して、次のような強硬な主張を述べている。

「人種差別撤廃問題の如き、苟くも世界永遠の平和を目的とする国際聯盟の成立に当り、若し之を日本が徹底的に主

張せんか、何れの国と雖ども公然反対の理由あるべきに非ず。此の如き世界公道の根本義たるべき提案に、正義人道を高唱する大国が権を借りて反対せんには、平和は世界の平和に非ずして二、三大国の平和のみ。聯盟は国際聯盟に非ずして諸大国の聯盟のみ。須く我国全権は袂を払って自国の輿論に従ふも可ならずや」⁽¹⁵⁾

パリ講和会議において、日本は、一面では、山東半島の旧ドイツ権益の継承の要求にあらわれているように、欧米列強の植民地政策の東アジアにおける継承者としての姿勢を示し、他面では、人種差別撤退要求にみられるように、白人大国に対抗する有色人種の代表者としての姿勢を取った。そして、山東問題については強硬態度で要求を貫徹させたものの、五・四運動という中国の激しい反日民族運動に直面し、また、講和会議における民族自決主義は、植民地朝鮮における広汎な民族独立運動（三・一運動）を呼び起した。そして、人種差別撤廃案の否決は、日本が一方でまだ欧米列強から対等で信頼できるパートナーとみなされていないことを象徴するもの、と受けとめられた。

そうした心理的衝撃がもたらした対外危機意識は、日本人の伝統的なアジア主義的心情を刺激し、人種論的な世界観・国際政治論と結びついて、一九二〇年代の主流をなす協調外交路線に正面から挑戦する外交論・外交思想の形成に影響を与えることにもなった。

たとえば、大川周明は、第一次世界大戦後の世界史を動かす根本要因を、社会主義革命（「革命欧羅巴」）とアジアの民族運動（「復興亜細亜」）に求め、今後の世界が国際協調と平和の時代どころか、英米など既成の大国を中心とした国際秩序の全面的な変革をもたらす大動乱の時代への突入することを予測する。⁽¹⁶⁾ 彼の見方からすれば、人種差別撤廃を拒否する国際連盟は、アジアの民族運動を平和や人道の美名のもとに抑圧し、アングロ・サクソンの世界秩序の現状維持をはかるための組織にすぎない。

「蓋し国際聯盟が如何なる修辭を以て粉飾せらるるにせよ、要するに現在のままの国際状態を長久に持続したいためのものであり、決して新しい世界主義に拠って立てる組織ではない。而も世界の現状とは、実にアングロ・サクソンの世界制覇といふことではないか。それ故国際聯盟は、所詮アングロ・サクソンをして長久に世界の最優越者たらしむるためのものである」⁽¹⁶⁾

かくして、大川は、アジアの盟主日本とアングロ・サクソンの世界秩序を代表するアメリカとの戦いを避け難い歴史的運命であると強調する。

やがて、一九三〇年代の「内外の危機」の深まりに直面して、日本は「世界の中の日本」（欧米協調主義）か「アジアの盟主としての日本」（アジア・モンロー主義）か、選択の岐路に立たされることになるのである。

注

- (1) 陸奥宗光『蹇々録』四四〇四五頁、岩波文庫
- (2) 吉野作造『世界の大主潮とその順応策及び対応策』（『中央公論』大正八年一月、『吉野作造評論集』一四四頁、岩波文庫）
- (3) 池井優『パリ平和会議と人種差別撤廃問題』（『日本国際政治学会編』『日本外交史研究——第一次世界大戦』有斐閣、一九六三年）
- (4) 外務省編『日本外交文書・巴里講和会議経過概要』（大正期第二十三冊）四五三―四六三頁所収、外務省、一九七一年
- (5) 『第二回外交調査会会議筆記』（小林龍夫編『翠雨荘日記——伊東家文書』二八六頁、原書房、一九六六年。なお、引用史料中の句読点は鳥海による。以下同じ）
- (6) 牧野が全権に選ばれた経緯については、外務省編『外務省の百年』上（七〇七―七〇八頁）、牧野伸顕『回顧録』下（一七〇―一七三頁、中公文庫）参照。首席全権は西園寺公望であったが、彼がパリに到着したのは講和会議が始まってから約一月半を経た三月二日であり、全権団の実質的な中心となったのは牧野であった。
- (7) 『牧野男爵ノ外交意見』（第五回外交調査会会議筆記）、前掲『翠雨荘日記』三三三―三三四頁
- (8) 前掲『外務省の百年』上 七〇九―七一〇頁
- (9) 前掲、吉野作造『世界の大主潮とその順応策及び対応策』。なお、第一次世界大戦後の吉野作造の国際協調論については、鳥海靖『東と西の狭間で』（井上光貞ほか編『日本列島の文化史』（『講座比較文化』第一巻）研究社、一九七六年）二六二―二六八頁、参照。
- (10) 吉野作造『我國の東方経営に関する三大問題』（『東方時論』第三卷一号 六六―六七頁、大正七年一月）
- (11) 前掲『第三回外交調査会会議筆記』（前掲『翠雨荘日記』三〇八―三一〇頁）大正七年一月一九日

- (12) 前掲「第五回外交調査会会議筆記」(前掲『翠雨莊日記』三三七―三三九頁) 大正七年二月八日
- (13) たとえば、後年、伊東は新聞記者に次のように憲法調査当時の思い出を語っている。「当時の欧州人は日本が憲法を制定せんとすと聞き、何も怪異の感を以て之を迎へたるの觀あり。(中略)公然面と向つてこそ言はねど、内心には憲法政治なるものは、ラテン民族・スラヴ民族等に於てすら円満に運用し能はざる寧ろアングロサクソン固有の制度とも称すべきものなるに、全く歴史慣習を異にせる東洋人が之を模したりとて、如何で之を運用するを得んや、と云ふが如き嘲笑的意見を有し居たりしが如し」(伊東巳代治談・憲法制定回顧、『東京朝日新聞』大正二年二月一日)
- (14) 『ベルツの日記』一九〇三年一月一九日の条(岩波文庫『ベルツの日記』上 三六七―三六八頁)
- (15) 近衛文麿『英米本位の平和主義を排す』(『日本及日本人』七四六号 二三―二六頁、大正七年二月一五日)
- (16) 矢部貞治『近衛文麿』上 七六―八三頁
- (17) 岡義武『近衛文麿』一三―一四頁、岩波新書
- (18) 「民間各協会有志より伊東巳代治に差出した講和意見書」大正七年二月七日、總代海軍中將上泉徳弥(前掲『翠雨莊日記』七八五―七八九頁)
- (19) 佐藤綱次郎「国防上より見たる國際聯盟」(『東方時論』第四卷一号 五―一二頁、大正八年一月)
- (20) 『東京朝日新聞』大正八年二月七日。なお、同紙によれば出席者の中に、外務次官幣原喜重郎の名が見えるが、他の新聞には幣原の名はない。幣原の伝記その他にも、彼が出席したとする記述は見られない。この種の会合に現職の外務次官が出席するのはいささか疑問があり、東京朝日新聞の報道が正確であるか否かは再検討の余地があろう。
- (21) 『東京朝日新聞』大正八年二月七日
- (22) 『東京朝日新聞』大正七年二月一〇日社説「講和の根本方針」
- (23) 『東京日日新聞』大正七年二月一〇日社説「講和使節を送る」
- (24) 同右、大正八年二月五日社説「人種的差別撤廃——排日熱の勃興」
- (25) 同右、大正八年三月二日社説「聯盟問題を後日に譲れ」
- (26) 前掲『日本外交文書・巴里講和會議經過概要』(大正期第二十二冊)二〇三頁
- (27) 同右書 二〇三―二〇七頁
- (28) 同右書 六〇七―六一二頁

- (29) 前掲『外務省の百年』上 七二頁
- (30) 牧野伸顕『回顧録』下 二〇四～二〇五頁、中公文庫
- (31) 海野芳郎『国際連盟と日本』原書房、一九七二年
- (32) 北大路弘信・北大路百合子『オセアニア現代史』一四二頁、山川出版社、一九八二年
- (33) 同右書 一三七～一四三頁。Manning Clark, *A Short History of Australia* (Revised Edition) Pp. 208～211, New York, Menter Book, 1969
- (34) 外務省編『人種差別撤廃交渉経過概要』（『日本外交文書・巴里講和会議経過概要』四五七～四五八頁）
- (35) *Commonwealth Parliamentary Debates House of Representatives*, 10 September 1919, Vol. 89, Pp. 1216—79 F. K. Crowley <ed>, *Modern Australia in Documents Vol 1 1901—1939*, Pp. 323-325, Melbourne, 1973)
- (36) 『東京日日新聞』大正八年二月一八日社説「国際聯盟規約——平和神の不完全なる骨格成立」
- (37) 同右、大正八年三月二四日
- (38) 『第十回外交調査会會議筆記』（前掲『翠雨莊日記』四二四頁）大正八年二月二日
- (39) 『原敬日記』第五卷 大正八年三月三〇日の条（福村出版）
- (40) 同右書、大正八年五月一日の条
- (41) 「国際連盟委員会最終会合（四月十一日）ニ於ケル人種差別撤廃問題」（前掲『日本外交文書・巴里講和会議経過概要』六一二頁）
- (42) 前掲海野芳郎『国際連盟と日本』三五～三七頁
- (43) 「華府會議全權に対する政府の総括的訓令」一九二二（大正一〇）年一〇月一三日閣議決定、同一〇月一四日全權へ交付（外務省編『日本外交年表並主要文書——一八四〇～一九四五』上 五二九～五三〇頁、原書房、一九六五年）
- (44) 『東京朝日新聞』大正八年八月二五日社説「西園寺侯帰朝—予期か案外か」
- (45) 大川周明『復興亜細亞の諸問題』一九二二年（『大川周明全集』第二卷 八～三三頁、岩崎書店、一九六二年）
- (46) 大川周明『亜細亞・歐羅巴・日本』一九二五年（『大川周明全集』第二卷 八六七頁、岩崎書店、一九六二年）